相続財産管理人の改任

次の被相続人について、その相続財産の管理人を次のとおり改任した。

平成２４年（家）第７３号
鹿児島県鹿児島市易居町２番11―603号
申立人　大久保俊吾
本籍鹿児島県薩摩川内市百次町1894番地、最後の住所鹿児島県薩摩川内市西方町3111番地、死亡の場所鹿児島県薩摩川内市、死亡年月日平成23年10月６日、出生の場所鹿児島県薩摩郡永利村､出生年月日大正８年８月22日、職業無職
被相続人　亡　山内　ムキ
鹿児島県鹿児島市易居町２番11―603号
改任前の相続財産管理人　大久保俊吾
鹿児島県鹿児島市伊敷台１丁目33番３号
改任後の相続財産管理人　柿内弘一郎
鹿児島家庭裁判所川内支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２５年（家）第７０３１号
福島県いわき市平字六間門２番地の34
申立人　菅波　香織
本籍福島県いわき市平豊間字塩屋町30番地、最後の住所福島県いわき市平豊間字塩屋町31番地、死亡の場所福島県いわき市、死亡年月日平成23年３月11日､出生の場所福島県平市、出生年月日昭和15年10月15日、職業無職
被相続人　亡　鈴木　　洋
催告期間満了日　平成25年11月30日
福島家庭裁判所いわき支部

平成２５年（家）第７０８３６号
東京都千代田区永田町２丁目14番２号山王グランドビル404号室山王法律事務所
申立人　中川　徹也
本籍東京都文京区関口１丁目140番地、最後の住所東京都新宿区早稲田鶴巻町542番地、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日平成24年８月10日、出生の場所神奈川県津久井郡串川村、出生年月日昭和６年12月13日、職業無職
被相続人　亡　鴇田　徳男
催告期間満了日　平成25年12月27日
東京家庭裁判所

平成２５年（家）第２８０号
三重県松阪市川井町635番地　ポレスターブロードシティ川井町1303号
申立人　加藤　　元
本籍三重県度会郡大紀町錦、最後の住所三重県松阪市大津町21番地10、死亡の場所三重県松阪市、死亡年月日平成24年２月13日、出生の場所三重県北牟婁郡錦村、出生年月日大正10年１月21日、職業不詳
被相続人　亡　伊藤シュン
催告期間満了日　平成25年12月20日
津家庭裁判所松阪支部

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２５年（家）第２６０号
千葉市緑区土気町536番地
申立人　五十嵐昭明
本籍千葉市緑区土気町536番地、最後の住所東京市以下不詳
不在者　五十嵐㐂人
明治37年９月６日生
届出期間満了日　平成25年７月10日
千葉家庭裁判所

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２４年（へ）第８５号
北海道札幌市白石区東札幌二条２丁目１番９号
申立人　北洋工営株式会社
代表者代表取締役　野口　國夫
権利を争う旨の申述の終期　平成25年４月30日
平成25年５月７日　　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＹ115358
金額　2,110,000円
支払期日　平成25年３月21日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社みずほコーポレート銀行大阪営業部
振出日　平成24年11月20日
振出地　大阪府堺市堺区
振出人　株式会社ＩＨＩインフラシステム　代表取締役社長　麻野　純生
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第７号
高知県土佐清水市戎町２番３号
債務者　有限会社カネモリ水産
代表者代表取締役　上原　盛信
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　重野　裕子
４　破産債権の届出期間　平成25年６月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成25年７月31日午後２時
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第５４号
宮崎県日向市浜町１丁目127番地
債務者　有限会社イケダ資材
代表取締役　池田　國光
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷田　寿人
４　破産債権の届出期間　平成25年６月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成25年８月９日午前11時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第３２５号
千葉県船橋市前原西２丁目14番１号
債務者　株式会社日本商業開発研究所
特別代理人　鈴木　康夫
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鶴見　　泰
４　破産債権の届出期間　平成25年６月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月２日午前10時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３４９号
千葉県船橋市本中山６丁目12番22号、商業登記簿上の本店所在地千葉県船橋市印内町651番地
債務者　株式会社セブントラスト
代表者代表取締役　小柳　正幸
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大家　浩明
４　破産債権の届出期間　平成25年６月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午前10時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３９号
三重県鳥羽市鳥羽１丁目196番地15
債務者　有限会社みしまや海産店
代表者取締役　山下　芳則
１　決定年月日時　平成25年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　明紀
４　破産債権の届出期間　平成25年６月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午前11時
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第３７７号
千葉市中央区南生実町494番地２
債務者　有限会社いづみ料理センター
代表者代表取締役　初芝　義照
１　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　義文
４　破産債権の届出期間　平成25年６月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月20日午前10時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８０４号
横浜市中区万代町２丁目４番１号
債務者　有限会社亜甲ＲＣ
代表者取締役　大村　　学
１　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小嶋　和也
４　破産債権の届出期間　平成25年６月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午前11時
横浜地方裁判所第３民事部